

茂原市外国語指導助手派遣業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務の目的

- (1) 市内の全小・中学校に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を配置することにより、ネイティブな英語に直接触れることで、児童生徒の英語に関する興味関心を高め、英語による実践的コミュニケーション能力の向上及び国際理解教育の推進を図っていく。
- (2) 中学校の英語科担当教員や小学校教員の授業及び英語における技術向上につながる環境づくりを促進する。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 茂原市外国語指導助手派遣業務
- (2) 業 務 場 所 茂原市立小中学校全校及び茂原市が指定する場所
- (3) 業務履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 業 務 内 容 別紙「茂原市外国語指導助手派遣業務仕様書」による
- (5) 提 案 限 度 額 令和8年度52,800千円（消費税及び地方消費税を含む）
令和9年度52,800千円（消費税及び地方消費税を含む）
令和10年度52,800千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、以下のすべての条件を満たしている者の中から選定します。

- (1) 令和6・7年度茂原市入札参加資格者名簿（委託）の大分類「人材派遣」中分類「外国語指導助手（ALT）」に登録されていること。
- (2) 千葉県内自治体との間で外国語指導助手派遣業務の契約実績を有していること。
- (3) 労働者派遣事業に関する許可を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和63年7月1日制定）に基づく指名停止または茂原市契約に関する暴力団対策措置要綱（平成27年茂原市告示第6号）による指名除外を受けていないこと。
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合、当該不渡手形又は不渡小切手が不渡りとなった日から6か月が経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合、同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われていること。

4 事業スケジュール

内 容		期 日
(1)	実施要領等の公告	令和7年10月23日(木)
(2)	質問書の提出期限(任意)	令和7年10月31日(金) 午後5時まで メールによる
(3)	質問書に対する回答	令和7年11月6日(木) 市ウェブページ
(4)	応募意思表明書の提出期限	令和7年11月13日(木) 午後5時必着
(5)	参加資格決定通知書交付	令和7年12月3日(水)
(6)	提案書等の提出期限	令和7年12月8日(月) 午後5時必着
(7)	提案書等に対する質問 (市→提案業者)	令和7年12月11日(木) メールによる
(8)	提案書等に対する質問への回答期限 (提案業者→市)	令和7年12月15日(月) メールによる
(9)	プレゼンテーション及びヒアリング による審査	令和7年12月18日(木)
(10)	最終選考結果通知	令和7年12月24日(水)

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとします。

5 プロポーザルに関する質疑応答(任意)

本プロポーザルの内容に関する質疑は、次のとおりとします。

(1) 質疑について

①質問方法

プロポーザル質問書【様式第1号】を作成の上、電子メールに添付して提出してください。

E-mail : gakkou@city.mobara.chiba.jp

※送付した際は、電話し到着確認をしてください。

※電話、来庁等口頭による質問は不可とします。

※質疑事項は、この要領の各項目に対するもののみとし、評価等に影響を及ぼすおそれがある質疑(参加業者数等)については一切受け付けません。

②質問書の提出期限

令和7年10月31日(金) 午後5時まで

(2) 質問への回答

①回答方法

本市ウェブページに掲載します。

②回答日(掲載日)

令和7年11月6日(木)

6 応募意思表明及び辞退について

(1) 応募意思表明

「応募意思表明書【様式第2号】」に必要事項を記入し、押印の上、以下の書類を添付し、提出してください。公募に係る資料・様式は、本市ウェブページからダウンロードして入手してください。なお、窓口での配布は行いません。

【茂原市ウェブページ】 <http://www.city.mobara.chiba.jp/>

- ・応募意思表明書【様式第2号】
- ・千葉県内受託実績書【様式第3号】
- ・労働者派遣事業の許可番号が記載された許可証（写し）
- ・会社概要が分かるもの（会社パンフレット等）

①提出先及び提出方法

ア 提出先

茂原市教育委員会 教育部 学校教育課 指導係（プロポーザル事務局）
〒297-8511 茂原市道表1番地
TEL 0475-20-1558（直通） FAX 0475-20-1607

イ 提出方法

持参又は書留郵便

②提出期限

令和7年11月13日（木） 午後5時必着

（2）辞退について

応募意思表明書の提出後、参加を辞退する場合は、「辞退届【様式第10号】」を（1）①の提出先及び提出方法により提出してください。また、参加を辞退しても今後の入札等において不利益な取り扱いを行うことはありません。

7 参加資格決定通知書の交付について

参加資格審査については、応募意思表明書等提出書類を審査し、参加資格の有無を「参加資格決定通知書」により、令和7年12月3日（水）発送予定で通知します。

8 提案書等の提出

参加資格を認められた事業者は、提案書等を提出してください。

（1）提出書類

- ①提案書【様式第4号】
- ②会社概要【様式第5号】
- ③ALT配置事業実績【様式第6号】
- ④ALTの採用及び人材育成の体制【様式第7号】
- ⑤ALTの活用【様式第8号】
- ⑥ALTの管理体制【様式第9号】
- ⑦見積書（任意様式による）
 - ・見積金額および内訳金額（ALT給与、諸手当、研修費等）を記載してください。
 - ・提案限度額を超えた見積金額は、記載できません。

（2）提案書作成の留意事項

- ①指定した様式に従って横書きで作成してください。
- ②文字色、文字表示、図や画像の設定は自由とします。
- ③専門家でなくても理解できるようわかりやすく表現してください。
- ④サイズはA4版左綴じで、表紙・目次・別紙を含めて30ページ以内とし、ポイント数は10.5ポイント以上としてください。

⑤提案書類は、(1) ①～⑦の順に1冊に綴ってください。

(3) 提出部数

正本、副本1部ずつの他に、提案書類一式(様式第4号～第9号及び見積書)を8部

(4) 提出先及び提出方法

①提出先

上記5 (1) ①の提出先及び提出方法により提出してください。

②提出期限

令和7年12月8日(月) 午後5時必着

9 提案内容

番号	書 類	記 載 事 項 等
1	会 社 概 要 【様式第5号】	①創業年月日、資本金等 ②外国語教育に対する基本理念 ③外国語教育に関する研究体制及び取り組み内容
2	A L T配置事業 実績 【様式第6号】	①対象地区は、千葉県内自治体 ②内容は、形態(派遣または委託)、発注者、契約金額(税込)等
3	A L Tの採用及び 人材育成の体制 【様式第7号】	①採用基準及び採用方法 ②採用後の研修期間及び内容 ③学校配置後の研修計画及び内容 ④定期的な業務評価 ⑤小中学校の兼務及び指導
4	A L Tの活用 【様式第8号】	①学習指導案等作成補助 ②評価等への参加 ③使用教材等の提供 ④ティーム・ティーチング(TT)による指導法 ⑤1人のA L Tによる複数校の配置対応 ⑥外国語の授業以外の活動対応(総合的な学習の時間、学校行事、特別活動等) ⑦教職員に対する研修等 ⑧オンライン教材の作成及び提供、オンライン授業の提案
5	A L Tの管理体制 【様式第9号】	①危機(各種トラブル)管理体制 ②A L Tの不祥事に対する研修や防止対策 ③連絡体制の管理 ④A L Tの服務、労務管理及び健康管理 ⑤緊急時(帰国、欠勤等)における代替A L Tの配置 ⑥労働者派遣法への対応について

10 審査方法及び評価基準等

本プロポーザルについては、「茂原市外国語指導助手派遣事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）で、提案書及びプレゼンテーション等により、総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる事業者を選定します。

（１）選定委員会から参加業者への提案書等に対する質問

①質問方法

選定委員会で作された質問書を、「プロポーザル提案書等に対する質問書」により参加業者へ電子メールに添付して送付します。

②質問書の送付日

令和7年12月11日（木）

（２）参加業者から質問への回答

①回答方法

参加業者は、質問書に対する回答（任意様式）を電子メールに添付して送付してください。

E-mail : gakkou@city.mobara.chiba.jp

※送付した際は、電話し到着確認をしてください。

②回答期限

令和7年12月15日（月）

（３）プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

①日時 令和7年12月18日（木）予定

※詳細な開催日時及び場所は、別途通知します。

②内容

- ・プレゼンテーションの時間は35分（提案内容説明20分、質疑応答15分）とします。
- ・説明者の人数は3名以内とし、茂原市担当者は必ず出席してください。
- ・プレゼンテーションは、提案書に基づいて行うものとし、追加の提案や資料は認めません。
- ・パソコン及びプロジェクター等を使用することは許可します。機器は各自準備してください。ただし、スクリーンは市で用意します。

（４）評価基準

審 査 項 目	配 点
会社概要	5 点
A L T 配置事業実績	5 点
A L T の採用及び人材育成の体制	6 0 点
A L T の活用	6 5 点
A L T の管理体制	4 5 点
見積書	2 0 点
合 計	2 0 0 点

(5) 契約候補者の決定方法

提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの結果を受けて、選定委員会で各委員の評価に基づく評価点数の合計を算出し、その合計が最も高い事業者を契約候補者とします。なお、同点の場合は、委員の協議によって決定します。

また、本プロポーザルへの参加業者が1者であっても、プレゼンテーション等を実施し、選定委員会での協議により、契約候補者の特定の可否について決定します。

1 1 審査結果通知及び結果の公表について

審査結果は、書面で通知します。(令和7年12月24日(水) 発送予定)

また、市ウェブページでも公表します。なお、選定に関する内容及び他の者に関する審査の結果等についての問い合わせには応じません。

1 2 失格事項

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 提案書等に不備又は虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (3) 参加資格の要件を満たさないことが判明した場合

1 3 契約手続き

契約候補者と仕様及び契約内容などについて、協議調整のうえ随意契約を締結します。なお契約締結にあたり、再度見積書の提出を依頼します。

なお、契約候補者との契約が成立しなかった場合には、次点に選定された者と契約に関する交渉を行います。

1 4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とします。
- (2) 提出されたすべての書面は返却しません。
- (3) この要項に基づくプロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、茂原市情報公開条例(平成24年茂原市条例第20号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

1 5 事務局及び連絡先

〒297-8511 茂原市道表1番地
茂原市教育委員会 教育部 学校教育課 指導係
TEL 0475-20-1558 (直通)
FAX 0475-20-1607